



# 男女共同参画News

男女の**人権**の確立を基盤に、  
男女でつくる市民参画のまち

2006.5 No.1

発行：男女共同参画推進室

男女共同参画推進情報誌『かのや男女共同参画にゆうす』は、旧鹿屋市において平成14年度から発行してまいりましたが、新鹿屋市として第1号から新たな出発をいたします。年4回程度の発行となりますのでご愛読いただきますようお願い申し上げます。

## 鹿屋市男女共同参画推進室って？

### どんなことをするの？

男性も女性も、共に個性と能力を発揮し、いきいきと暮らせる社会づくりを応援するための仕事をするところです。

国や県とともに、鹿屋市も市民のみなさんと一緒になって取り組んでいきます。

### 事務所はどこにあるの？

鹿屋市役所本庁1階、市民活動推進課内にあります。

お気軽にお立ち寄りください。



## 男女共同参画社会基本法とは…

基本法では、男女共同参画社会をつかっていくための**5本の柱(基本理念)**を掲げ、行政(国、地方公共団体)と国民それぞれが果たさなくてはならない役割(責務、基本的施策)を定めています。



### 【基本理念】

#### 1. 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、ひとりの人間として能力を発揮する機会を確保しましょう。

#### 2. 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がさまざまな活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考えていきましょう。

#### 3. 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の立案及び決定に参画できるようにしましょう。

#### 4. 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、お互いに協力し、社会の支援を受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や地域活動ができるようにしましょう。

#### 5. 国際的協調

男女共同参画社会づくりのためには、国際社会と密接な関係があります。他の国々や、国際機関とともに相互に協力して取り組みましょう。

# 男女共同参画

## 基本計画(第2次)

が閣議決定されました!



第2次基本計画では、12の重点分野を掲げ、それぞれについて、平成32年までを見通した施策の基本的方向と平成22年度末までに実施する具体的施策の内容を示しています。

### 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月 公布・施行)

< 5つの基本理念 >

男女共同参画社会の実現は、

**21世紀の我が国社会を決定する最重要課題**

### 男女共同参画基本計画(第1次)

(平成12年12月閣議決定)

< 11の重点分野 >

平成22年までを見通した施策の基本的方向と、平成17年度末までに実施する具体的施策の内容

基本法に  
基づき制定

### 男女共同参画基本計画(第2次)

(平成17年12月閣議決定)

 12の重点分野

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
- 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
- 6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
- 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 8 生涯を通じた女性の健康支援
- 9 メディアにおける男女共同参画の推進
- 10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
- 12 **新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進**(科学技術、防災(災害復興を含む)、地域おこし・まちづくり・観光、環境)



### Column

男女共同参画基本計画(第2次)では、「男女共同参画の理念や「社会的性別」(ジェンダー)の視点の定義について、誤解の解消に努め、また、恣意的運用・解釈が行われないよう、わかりやすい広報・啓発活動を進める。」とされています。

#### 「社会的性別(ジェンダー)」とは?

社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)といいます。

「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

## 鹿屋市男女共同参画 推進懇話会 委員募集

市の男女共同参画に関する様々な施策を実施するにあたり、市民の皆さんのご意見等を伺うため、懇話会の委員を募集します。

# 募 集

男女でつくる市民参画のまち



21世紀は…

男女が共に良きパートナーとして生きる時代  
やる気のある方はぜひ、ご応募ください！

応募資格	市内に在住又は在勤する人で男女共同参画社会づくりに意欲的であり、懇話会へ参加できる人
任 期	2年間
募集人数	5人(応募多数の場合は、抽選)
活動内容	年3回の懇話会において、施策の調査・検討等を行う。

申込締切	平成18年6月5日(月)
応募方法	住所、氏名、年齢、連絡先、懇話会に参画する動機(活動歴、自己アピール)等を簡単に記載し、郵送・FAX等にて応募してください。

### 問い合わせ・申込先

〒893-8501  
鹿屋市共栄町20番1号  
鹿屋市役所 市民環境部 市民活動推進課  
男女共同参画推進室  
TEL: 0994-31-1147  
FAX: 0994-31-1170  
e-mail: danjyo@e-kanoya.net

## かのや男女共同参画 社会づくりフォーラム 実行委員募集

フォーラムの企画から運営までの  
全過程を手がけてみませんか？

男女が社会参画しやすい環境を創るために、男女で共に考える機会を提供するフォーラムを開催いたします。

男女を問わず、フォーラムの企画から運営までしていただける実行委員(ボランティアスタッフ)を募集します。

フォーラム開催予定日	平成18年10月
実行委員会運営期間	平成18年6月～平成18年10月(5回程度)
募集人員	10名程度 (応募者多数の場合は、抽選)
内 容	かのや男女共同参画社会づくりフォーラムの企画・運営
応募期限	平成18年6月2日(金)
応募方法	電話又はFAXで住所、氏名、電話番号等をお知らせください。
そ の 他	謝礼、旅費等の支給はありません。



## 男女共同参画週間

参画で 職場に活気 家庭にゆとり

男女共同参画社会基本法の目的、理念について国民の理解を深めるため、平成13年度より6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」としています。

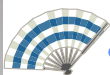
そこで、鹿屋市でも男女共同参画公開講座を開催します。ぜひご来場ください。

### ご案内

平成18年度 鹿屋市男女共同参画公開講座

## 笑って・感じて 気付いて・変わる講演会

講師：落語家 桂文也氏  
演題：『桂文也のジェンダー・ブレイク』



#### 【プロフィール】

- ・1952年 京都生まれ
- ・1973年 桂小文枝（現五代目桂文枝）に入門。桂文也を拝名。

落語はもちろんのことTV・ラジオ等レギュラー番組の出演を続けながら芝居やコント、新作落語やテレビ・ラジオ番組の構成や企画を手がけています。

現在は落語家として活動する一方、「ジェンダー問題」や「男女共同参画問題」等の人権問題に取り組み、全国の自治体等で講演活動を行うなど、社会的活動も精力的に続けています。

入場料  
無料

とき 平成18年6月25日(日)

13:30 ~ 15:00

- ・講演(13:30~14:30)  
「笑って・感じて・気付いて・変わる」
- ・落語「目覚めのススメ」  
(14:30~15:00)

ところ 鹿屋市役所7階大会議室

託児をいたします。(満2歳から6歳)

### 活動報告

#### 鹿屋市生涯学習大会 かのや男女共同参画社会づくり講演会

去る2月19日(日)、平成17年度鹿屋市生涯学習大会において講演会を開催しました。「歌うこと、演じること、そして生きること」の演題で、庶民派女優として、また歌手としても活躍されている賠償千恵子氏を講師に向かえ、好評の内に終了いたしました。



Information

#### 推進室から

「参画 News」(情報誌)をご自分の手で作ってみませんか?

推進室では、市民の方のニーズにあった情報を提供していくために記者を募集いたします。

皆様の周りで、地域活動等をいきいきとされている方をご存知では、ないでしょうか。

「参画 News」にて紹介させていただきます。

ご存知の方は男女共同参画推進室までご連絡ください。



#### 《問い合わせ先》

〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号

TEL:(0994)31-1147

市民活動推進課(男女共同参画推進室)

メールアドレス

danjyo@e-kanoya.net